

警 監 甲 達 第 7 号  
平成16年3月19日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察の顧問弁護士の委嘱等に関する要綱の制定について

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成16年4月1日から運用することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

## 福井県警察の顧問弁護士の委嘱等に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、福井県警察の顧問弁護士（以下「顧問弁護士」という。）の委嘱、運用等に関する事務手続について必要な事項を定め、もって福井県警察に係る法律問題（以下「法律問題」という。）の適正な解決に資することを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において「顧問弁護士」とは、福井県警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱した弁護士をいう。

### 第3 委嘱の手続

顧問弁護士の委嘱は、本部長が委嘱書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

### 第4 身分

顧問弁護士は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

### 第5 委嘱期間

- 1 顧問弁護士の委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「年度」という。）とする。ただし、年度の途中で委嘱された者の委嘱期間は、委嘱された日から当該年度の終了日までとする。
- 2 顧問弁護士は、再委嘱することができる。

### 第6 職務

顧問弁護士は、依頼に応じて、法律問題に関する相談に対し指導及び助言を行うものとする。

### 第7 相談の手続

顧問弁護士に対する相談の手続は、次のとおりとする。

- 1 所属長は、顧問弁護士に依頼するときは、顧問弁護士相談依頼書（別記様式第2号。以下「依頼書」という。）に必要な資料を添付して警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を経由して本部長に提出する。ただし、急を要するときは、電話その他の方法によることができる。
- 2 監察課長は、所属長から依頼書を受理したときは、その必要性を判断して顧問弁護士と協議の上、相談を行う日時、場所、方法等を決定し、その旨を当該所属長に連絡するとともに、顧問弁護士相談受理簿（別記様式第3号。以下「受理簿」という。）に記録する。
- 3 所属長は、顧問弁護士に相談したときは、顧問弁護士相談結果報告書（別記様式第4号。以下「報告書」という。）を監察課長を経由して本部長に提出する。
- 4 依頼書、報告書には、監察課長が発する相談番号を付する。

### 第8 解任

本部長は、顧問弁護士から辞任の願い出を受けたとき、又は顧問弁護士としてふさわしくない非行があったときその他特別の理由があると認めるときは、これを解任することができる。

### 第9 顧問弁護士に関する庶務

顧問弁護士に関する庶務は、警務部監察課で処理する。

様式省略